

平成 26 年 2 月 12 日  
新潟市契約課

関係各位

## 地域建設業経営強化融資制度並びに

## 下請債権保全支援事業の延長について

市では国の融資制度である「地域建設業経営強化融資制度」に基づく工事請負代金債権譲渡の承諾を導入していますが、この度、制度適用期間が平成 27 年 3 月 31 日まで 1 年延長となりましたのでお知らせいたします。また、下請企業の経営及び雇用の安定を図るため国が支援する下請債権保全支援事業についても平成 27 年 3 月 31 日まで延長となりましたので併せてお知らせいたします。

### 【1】地域建設業経営強化融資制度

#### 1 債権譲渡の承諾

・「地域建設業経営強化融資制度（平成 27 年 3 月 31 日まで）」等は、工事請負代金債権を譲渡担保に融資を受けられる国の融資制度ですが、制度を利用する場合に限って、市発注の工事請負代金の債権譲渡を承諾します。

#### 2 国の融資制度の概要

制度名	地域建設業経営強化融資制度
1 対象工事	○既に前払金の支払を受けている工事
2 対象者	○市工事を受注、施工している中小・中堅元請建設企業
3 債権譲渡の承諾時期	○対象工事の出来高が、請負金額の 2 分の 1 以上に到達した時点
4 融資元（債権譲渡先） ※県内の場合	○(株)建設経営サービス (出来高を超える融資を受ける場合は、東日本建設業保証(株)が債務保証を行います。)
5 融資額等	○融資元（債権譲渡先）にご相談ください。

6 相談窓口	<p>①融資の相談</p> <p>○東日本建設業保証(株)新潟支店 025-285-7151</p> <p>○(株)建設経営サービス (東日本建設業保証(株)の100%子会社) 03-3545-8534</p> <p>②制度の問い合わせ</p> <p>○北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 025-370-6571</p>
--------	--

### 3 債権譲渡にあたっての注意事項

「市は債権譲渡の承諾のみ」となりますので、融資制度を利用する場合は、上表「6 相談窓口」へ事前相談をお願いします。

## 【2】下請債権保全支援事業

### 1. 下請債権保全支援事業とは

中小・中堅下請建設企業等の経営・雇用安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が当該下請企業等が保有する工事請負代金等の債権の支払を保証します。

制度名	下請債権保全支援事業
1. 事業概要	<p>下請建設企業や資材企業が元請建設企業に対して有する工事請負代金や資材代金の債権（手形含む）の支払をファクタリング会社が保証し下請債権等を保全します。また、下請工事契約を締結した時から保証を受けることも可能です。</p> <p>万が一、元請企業の倒産等により当該債権を受け取ることができなかった場合、ファクタリング会社が保証します。</p>
2. 事業の特徴	<p>①ご負担いただく保証料に対して国から助成が受けられます。</p> <p>②元請企業に保証を掛けていることを知られることはありません。</p> <p>③一次下請企業だけでなく、二次下請企業の方も直接請負関係にある発注企業の保証を申し込むことができます。</p> <p>④公共工事だけでなく民間工事も対象となります。</p>
3. 問合せ先	<p>一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部 03-5473-4575</p>